

令和2年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和2年6月11日(木) 午前9時30分～午前10時41分
 ○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	石 田 陽 一	副委員長	○	村 尾 光 子
委 員	○	伊 藤 陽 一	委 員	○	貝 木 幸 男
委 員	×	大 島 昌 弘	委 員	○	高 橋 芳 市
			出席 5人 欠席 1人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
総合政策部長	小谷野 雅美	総 務 部 長	梅 山 孝 之
市民生活部長	山 中 利 明	総合政策課長	福 田 充 男
財 政 課 長	五 月 女 治	市 民 課 長	川 嶋 恵 美 子

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
事 務 局 長	谷 田 貝 明 夫	議 事 課 長	上 野 和 芳

○議員傍聴者 なし
 ○一般傍聴者 なし

1. 開 会

2. あいさつ 石田陽一 委員長

3. 概要録署名委員の指名 伊藤陽一 委員

4. 事 件

(1) 付託議案等審査について
 補足説明 なし

質疑・意見

【歳入】

18款1項2目 指定寄附金

- 伊藤委員： 補正額200万円の指定内容や内訳を伺う。
- 財政課長： 株式会社TKCからの寄附金である。同社のシステムを利用して
いる全国の地方自治体に対して、総額1億7,000万円の寄附を行ったところ
であり、本市には200万円の寄附があった。内容については、地域における新型
コロナウイルスの感染予防対策等に役立ててほしいということであった。
- 村尾副委員長： 指定寄附であるが、ふるさと納税ではないということによ
いか。歳出で基金へ積み立てということであるが、財源で一般財源がマイナス
1,000円となっているが、その理由を伺う。
- 財政課長： 指定寄附金である。当初予算では、ふるさと寄附金とグリーン寄
附金ということで、ふるさと寄附金が科目存置の1,000円、グリーン寄附金が
10万円、計10万1,000円である。今回の指定寄附金については、この中に一旦
歳入として計上するものであるが、ふるさと寄附金とは別のものである。歳出
については、2款1項4目の財政管理費から200万円を地域づくり事業推進基
金に積み立てるということであるが、当初予算で科目存置1,000円を計上して
いるので、補正前予算額1,000円に今回の199万9,000円を補正して、補正後の
歳出予算200万円を積み立てるものである。
- 村尾副委員長： 節はグリーン寄附金とふるさと寄附金と2つになっているが、
200万円はどちらへ入れるのか。
- 財政課長： 節は3節を用意し、総務費として入れるものである。
- 村尾副委員長： 新たに節を設けるということで了解した。

19款2項1目 財政調整基金繰入金

- 村尾副委員長： 一般会計補正予算で、このところ財政調整基金を取り崩して
いろいろコロナ対策をやっているが、補正後の財政調整基金の残高は、金額で
どのくらいか。
- 財政課長： 財政調整基金は令和2年3月末現在、11億5,900万円である。当初
予算で繰入金を2億3,500万円としているので、先立っての1号補正で8,300
万円を加え、今回審査の600万円が了承されれば、3億2,400万円の取り崩しに
なり、使えるお金としては8億3,500万円程になる予定である。
- 村尾副委員長： 8億3,500万円くらいとのことだが、通常の財政運営として確
保しておくべき額としてはいかがか。妥当な額なのか、減りすぎているのか。
- 財政課長： 第三次長期財政健全化計画に基づくと、財政調整基金と減債基金
と合わせて標準財政規模の約3割を目標と掲げている。そうすると目標額は
44億円程度である。3月末時点の財調と減債の合計で、39億6,000万円ほどで

あり、若干目標には届いていない状況だが、9月の決算の時には余剰金を調整して財政調整基金をメインに充てていければと考えている。

[歳出]

2款1項4目 財政管理費

- 貝木委員： 地域づくり推進事業寄附金について、先ほどコロナ対策に活用していくとのことであったが、主にどのようなコロナ対策に活用していく予定か伺う。
- 財政課長： 寄附金についてはすぐに充当することも可能であるが、コロナウイルス感染症については終息が不透明な状況である。今後の状況や国の補助等を見据えながら、有効活用を図りたいということで、一旦積み立てるが、寄附者の意向によりコロナウイルス感染症対策及び予防ということで、まだはっきりとは申し上げられないが、福祉関係への充当が望ましいと考えている。
- 貝木委員： マスクもずいぶん市で寄贈していると思うが、マスクに限らず消毒液等、まだ決まっていないということか。
- 財政課長： 様々な用途があると思うが、今のところ確定していない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第28号 令和2年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

質疑・意見

[歳出]

2款6項1目 傷病手当金

- 村尾副委員長： 傷病手当金というのが今回新たにあるが、208万8,000円は、どういう算出根拠で出てきたか。何件分、何人分を想定しているのか。
- 市民課長： 傷病手当の支出額208万8,000円の根拠について、支給対象となる可能性のある方は国保の被保険者であり、また、会社等の給与等の支払いを受けている被用者である。国保の被保険者は、様々な就業形態の方が加入していることから、厚生労働省より示されている社会保険の加入条件のひとつである月額賃金8万8,000円以上という基準を基礎としている。国が示す傷病手当金の支給額の算定式は、条例にもあるが直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額を就業日数で除した金額、その3分の2かける支給の対象となる日数となっている。月額賃金が8万8,000円だった方が、新型コロナウイルス感染症の影響によりこれまでの出勤日数と同じ日数分就業できなかったと仮定して、8万8,000円の月額賃金の3分の2が支給対象ということで、5万8,000円というように計算できる。また、期間については、傷病手当金の支給開始から最長で1年6カ月という厚生労働省の規定があり、入院が最大限長期化し

たことを想定し、期間を18カ月として計上している。人数については非常に予測困難だが、令和2年4月28日現在の人口10万人当たりの感染者数が、全国平均で10.73人と0.01%の割合だったことを参考に、下野市国保被保険者数1万2,016人のうち0.01%が感染したと仮定すると、1.20人という数字であった。この数字を参考に、2名分の手当金を計上しようと考え、月額5万8,000かける18カ月かける2名分ということで、208万8,000円を計上した。この金額は、国からの特別調整交付金により全額財政支援が受けられるため、収入・支出とも208万8,000円ということで計上している。

○村尾副委員長： 今年の1月1日に遡及するということでよかったか。この周知はどのようにするのか。

●市民課長： 1月1日に遡って支給することができるとされている。周知については、議会で可決された後に、早急に市ホームページと広報しもつけ等載せて周知徹底を図っていきたいと考えている。

○村尾副委員長： ホームページ・広報は、最低限の広報手段だと思うが、国保加入者の方にきちんと伝わらないといけないものである。これだけでは漏れてしまうのではないかと思う。せつかく制度ができたのであれば、徹底してお知らせすることが必要だと思う。直接被保険者にお知らせするのは難しいか。

●市民課長： 国民健康保険に関しては、レセプト審査で毎月点検しているところである。現在4月分まで確認しているところだが、傷病名が新型コロナウイルス感染症の方や、疑いがあるが診療した方を見ながら点検をしている。本日、点検の結果を調べたところ、下野市において新型コロナウイルス感染症という病名での診察をされている方、疑いがあるがかかっている方は現時点ではないということである。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第29号 下野市国民健康保険条例の一部改正について

質疑・意見

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第30号 下野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

質疑・意見

○村尾副委員長： 後期高齢者医療に関しては、下野市は税の徴収と手続きだけ

で、実際の傷病手当金に関する給付は、広域連合から直接個人に給付されることになるのか。一連の手続き、流れを伺う。

- 市民課長： 後期高齢者医療に関しては、県の広域連合が事務の主担当となっており、予算に関してもすべて広域連合になり、今回の条例改正では、申請の手続き、受付窓口だけが市役所を通すことになる。それ以外のものに関しては、すべて広域連合で処理している。広域連合では、5月1日付で条例改正が済んでおり、申請書等の準備も整っているようである。
- 村尾副委員長： 広域連合に提出する書類はこちらの窓口で受け、広域連合に回して、実際の給付金は直接広域連合から申請者の口座などに行くのか。
- 市民課長： そのとおりである。申請書はこちらが受け付けて広域連合に回し、広域連合から直接振り込みという形で支給になる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

5. その他

- 高橋委員： 駐輪場管理について。去年、高齢者が奥へもっていきのが大変なので、入口に高齢者用の駐輪場を何台分か設置してほしいと言われ、担当課へ伝えたらやると言っていた。自治医大駅前駐輪場はできているらしいが、その他はどうか。
- 市民生活部長： 自治医大駅のほうは、高齢者が入口の近くに置けるようにした。小金井駅東の駐輪場もそのような形であったと思うが、高齢者がなるべく近場に置けるように再度確認したいと思う。
- 高橋委員： 石橋の駐輪場と言われた覚えがある。小金井の駐輪場もやってもらいたいが、石橋もお願いしたい。
- 市民生活部長： 3駐輪場に関して、高齢者はなるべく入口から近いところに置けるように再度現場確認し、シルバー人材センターにもそのような形で話を進めていきたいと思う。

— 執行部退席 —

6. 事 件

(1) 陳情審査について

陳情第1号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求め る」よう意見書提出を求める陳情
--

意見

- 伊藤委員：日米安全保障条約に基づく日米地位協定であり、憲法9条や航空法、環境法令など国内法との関係もあるので、同時改正こそが本来の趣旨・大筋と考え、今回の単独での改正見直しは現実的ではないと思うので反対する。
- 高橋委員：私は賛成である。沖縄の選挙でも反対の方が上回っていた。事件の時にアメリカの法律に持っていかれている。これは、知事会でも問題になって提出しており、沖縄のことを考えていかなければと思うので、採択してよいと思う。
- 村尾副委員長：採択すべきだと思う。他の法律と整合性を図りながらやっていかなければいけない部分もあるかと思うが、あまりにも基地が沖縄に偏っている事、事件が起こった時に国内法が適用されないこと、この前話題になったのは、基地から有害物質が流出しているのに、なかなか立入り検査をさせなかった。水道汚染も懸念され、日米地位協定を抜本的に見直していくことが不可欠だと思う。全国知事会からの要請が出ていることもあり、市議会議長会九州部会でもこういった決議をされているようだったので、それに沿って、少しでもできるところから着手するためには、こういった要望を上げていかなければならないと思う。陳情書の主文のところに、オスプレイの通路になっているということがある。確かに、低空で爆音がすごいヘリコプターの通行量も多くなっているような気がするので、不安を抱く市民は多くなっているのではないかと思う。ぜひ採択すべきと思う。
- 貝木委員：沖縄県民の方には、基地で不条理なことがあるが、日米安保条約というのは、アメリカの国によって、日本が守られているということが多々ある。日本は、戦争を放棄するということで、大変すばらしい国だと思うが、日本国民を守るためにアメリカの傘に守られているのは、致し方ないかと思っている。不採択にしたいと思う。
- 村尾副委員長：これは、全くゼロにしようということではなく、少し見直して欲しいということである。あまりにも偏っているということと、あまりにも国内法が適用されないということを変えていって欲しいという、この切な思いは変えなければいけないと思う。安保条約があるので、その範囲内のことになるかと思うが、アメリカの言いなりになればいいというものではないと思う。
- 貝木委員：この内容では、どのように書いてあるのかわからない。なので、不採択に手を挙げている。内容には、アメリカ軍基地を全部撤退しろとか、半分撤退しろとか何も書いていないので、より分かりづらいと思う。アメリカを持ち上げるわけではないが、アメリカの傘に守られているというのが事実だと思う。
- 石田委員長：委員の意見を聞くと、賛成・反対が2対2の状況である。意見は理解できたと思う。

- 村尾副委員長： 要望事項の2番目に書いてある、「抜本的に見直し、航空法や環境法法令など国内法を原則として、米軍にも適用させること」というのは、陳情者が切に思っていることで、私も大事なことだと思う。伊藤議員や貝木議員は、国内法を適用させる必要はないと思っているのか。
- 貝木委員： そのようには思っていない。日本は、自衛隊という世界でも有数の装備を持っていると思うが、撃たないとなんの意味もない装備になってしまう。撃つことを推奨するわけではないが、海上侵犯でも、航空侵犯でも、日本が散々やられているのに、アメリカが傘を持ってくれているためにあの程度で済んでいるのではないか。国内法を強くアメリカに適用させてもらって、アメリカがそれで納得してくれるといいが。アメリカの傘で日本は他国から守られていると思うので、不採択にしたいと思う。
- 高橋委員： アメリカに守られているのは確かであるが、事故・事件で国内法が使えないのが問題だと思う。アメリカに守られているのは確かだし、日本からもっと拠出金を出してほしいという話も新聞等に出ているが、国内法をここに使ってもらいたいというのが私自身の考えである。
- 村尾委員： 米軍が駐留している国は、世界中のあちこちにあるかと思うが、国内法を適用しないという特別な状態にあるのは日本だけだと思う。例えばヨーロッパや韓国など、そこがどういう条件でどこに駐留しているのか、もう少し諸外国の様子をみて、これを許している寛大な国は日本しかないという実態を調査した方がいいと思う。これを主張することは、アメリカに出て行ってくれとっていることとは違うと思う。駐留する以上は、その国の中で、うまく平和的に共存できるようにするのが一番いい。羽田空港の発着便が低空の空路をとるようになるが、それも結局、航空法上、米軍のところを避けて空路を選ぶとそこになってしまう。航空法が米軍にも適用されれば、あのような厳しい状況にはならないと思う。もう少し諸外国の状況も知ったうえで、これをどうするか考えた方がいいような気がする。日本のような状況は他にないと思っているので、その現実をきちんと把握したいと思う。
- 伊藤委員： 日米安全保障条約があって、その下に地位協定がある。日米安全保障条約は、他の国との安全条約とは違うはずである。その中での日米地位協定であるので、単独での見直しや改正は無理だと思う。現実的ではないと思う。なので、その辺がはっきりわからないと賛成とは言えない。

〈 採決の結果、可否同数 〉

- 石田委員長： 採択・不採択同数であるため、委員長の意見を加えての報告とする。内容自体は悪いことではないが、安全保障を破棄していくという考えの方々の提出されたものに関して、委員長として委員会で決断すべきことではないと思う。提出者が日米の安全保障の破棄と肩書をつけて提出しているた

め、賛同するわけにはいかない。当委員会としては不採択とさせていただければと思う。全体の安全保障は破棄するべきではないという考えであるので、これで委員会の判断を報告させていただきたい。

採決の結果、可否同数のため、委員長の決するところにより、不採択と決す。

閉 会